

後期高齢者医療制度からのお知らせ

問 市役所国保医療課医療給付係
[内線 186]

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費制度とは、医療保険制度と介護保険制度の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険制度の自己負担額の合計が右表の限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険制度から支給されます。

ただし、医療保険制度又は介護保険制度の自己負担額のいずれかが0円の場合や支給額が500円以下となる場合は支給対象となりません。

医療保険と介護保険の自己負担合計額の限度額

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	課税所得690万円以上 212万円
		課税所得380万円以上 141万円
		課税所得145万円以上 67万円
1割	一 般	56万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ(※1) 31万円
		区分Ⅰ(※2) 19万円

※1…世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
※2…世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、
または老齢福祉年金を受給している方

申請方法

対象となる世帯には、3月中旬頃に北海道後期高齢者医療広域連合より、「申請のお知らせ」が送付されますので、市役所国保医療課へ申請してください。

支給対象期間(計算期間)

平成30年8月1日から
令和元年7月31日までの1年間

▽通知が届かないとき

支給対象期間(計算期間)の途中で、健康保険の変更や、北海道外の他市町村からの転入・転出などがあつた場合、申請のお知らせが通知できないことがあります。この場合、以前の医療保険者や介護保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けたうえで申請していただく必要があります。

重度心身障がい者医療費助成制度の助成を受けた方へ

支給対象期間(計算期間)中、市の重度心身障がい者医療費助成制度の助成を受けられた方は、医療費助成制度が負担した額に対する高額介護合算療養費について、委任状を提出していただき、市が代理受領します。対象の方へは3月下旬頃に申請のお知らせとあわせてご案内します。

！ 新型コロナウイルスに関連した肺炎について

道南で新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告されていますが、市民のみなさまは、次のことにご留意願います。

【感染予防対策】

風邪やインフルエンザ予防と同様に手洗い、うがい、咳エチケット(マスクを着用し、咳やくしゃみの際にはティッシュや上着の内側や袖などで口や鼻を覆う)や十分な休息などに心がけましょう。

新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」指定されたため、医療機関受診前に必ず渡島保健所へご相談ください。

◎発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

◎発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

※詳しくは別に配布しているチラシのほか、最新の情報については、道庁ホームページや報道等でもご確認ください。

問・相談窓口

渡島保健所

☎47-9548